

答 申 書

刈谷市特別職報酬等審議会

1 はじめに

本審議会は、令和4年10月6日に、市長から特別職の給料及び市議会議員の報酬の額について諮問を受けた。

本市における特別職の給料の額は、本審議会の答申の結果に基づき、近年では、平成22年12月1日及び平成25年4月1日と連続して減額し、平成26年は地域手当の引上げを考慮して据え置き、平成28年は一般職の改定状況に鑑み、引上げとし、平成29年4月1日から適用した。そして、平成30年及び前回の令和2年は一般職の改定状況や現行の給与水準を考慮し、据置きとしている。

議員報酬の額は、特別職と同様に平成22年12月1日及び平成25年4月1日と連続して減額したものの、平成26年は特別職の地域手当の引上げによる年収額の増額を考慮し、また、平成28年は特別職との均衡の観点から、いずれも引上げとなり、平成30年及び前回の令和2年は据え置き、現在に至っている。

さて、我が国における社会・経済情勢としては、政府の月例経済報告によると、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されるとされ、政府は、足下の物価高などの難局を乗り越え、未来に向けて日本経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せ、日本経済の再生を図るべく、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（10月28日閣議決定）を迅速かつ着実に実行するとしている。

また、人事院の国家公務員に対する給与勧告は、平成26年から令和元年までは月例給、賞与共に引上げという内容であったが、令和2年及び令和3年は、共に、月例給は据置き、賞与は引下げとなった。本年度は、3年ぶりに月例給、賞与共に引上げとなり、月例給は民間給与との較差（0.23%）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ、賞与については、0.10か月分の引上げとなった。

このような中、本市における財政状況を見ると、健全財政を維持しているものの、コロナ禍の影響等により、歳入の根幹である市税収入は大幅な増加は見込めない状況である。また、社会保障費などの経常経費の増加や都市交通網の整備や国における重点投資分野に係る施策の実施により、多額の財政需要が見込まれ、さらには、原油価格を始めとする物価高騰が、歳出全般を押し上げると見込まれる。

本審議会は、このような社会・経済情勢や諮問の趣旨を十分に認識した上で、本市の財政状況や市民感情などに配慮しつつ、県内他市の状況、本市と人口規模や産業構造が類似する県外他市の状況、人事院の給与勧告の推移、議員の活動状況などの資料に基づき、忌憚のない意見交換を行い、厳正、公正、中立の立場から慎重に審議を行った。

2 特別職の給料について

市長は、市の最高責任者として社会情勢や市民ニーズの変化に対応し、効率的で質の高い行政サービスを提供するとともに、健全財政の維持に努めながら本市の将来を見据えた施策を積極的に推進している。副市長は市長を補佐し、行政実務を統括する重大な責務を果たしており、教育長は教育行政の第一義的な責任者として市長と連携し、特に学校現場が抱える複雑かつ多様な課題に対応している。

市長を始めとする特別職の給料の額は、より高度化する職務とその責任にふさわしい額とする必要がある。

特別職の給料には、給料月額16%に相当する地域手当が設定されていることを考慮し、給料月額に地域手当を加算した総額も指標としながら県内他市及び類似団体と比較したところ、本市の現行の額は、いずれも上位に位置しており、据置きとした前回答申時である令和2年度の状況から概ね変動していない。

こうした状況を踏まえ、特別職の給料について審議した結果、新型コロナウイルス感染症の対策やカーボンニュートラルの取組など精力的な取組姿勢と今後のさらなる活躍を期待し、引上げが望ましいとの意見もあったが、前回審議会開催後の令和3年及び令和4年における一般職の給料月額の改定状況や、上記の比較結果を踏まえ、本審議会の判断としては、特別職の給料月額は据置きとすることが妥当であるとの結論に達した。

- (1) 市長の給料月額 1,011,000円 (据置き)
- (2) 副市長の給料月額 828,000円 (据置き)
- (3) 教育長の給料月額 711,000円 (据置き)

3 議員報酬について

議員は、市長等の特別職とは異なり非常勤ではあるものの、市民を代表する自

治立法機関である市議会を構成し、本市の意思決定を担う重要な役割を果たしている。その活動範囲は、議案の議決はもとより、市政調査、政策立案、市の執行機関の行政運営の監視等広範かつ多岐にわたっている。また、日常的に、調査研究、市民要望の相談、各種行事への参加など精力的な議員活動を展開している。議員報酬の額は、これらの議員活動を保障し、また一層充実させるため、その職務と職責にふさわしい額とする必要がある。

本市における議員報酬月額現状は、特別職と同様に、県内他市及び類似団体において、比較的高い水準にあり、据置きとした令和2年度の前回答申時の状況から変動していない。

このような状況を踏まえ、様々な意見の中で審議した結果、特別職との均衡を失わないようにすることも考慮し、議員報酬についても据置きとすることが適当であるとの意見で一致した。

- (1) 議長の報酬月額 590,000円(据置き)
- (2) 副議長の報酬月額 548,000円(据置き)
- (3) 議員の報酬月額 487,000円(据置き)

4 おわりに

特別職の給料及び議員報酬の額の改定に当たっては、上記のとおり据置きが適当であると判断した旨、答申する。

本審議会の所掌事務は議員報酬及び特別職の給料月額に関して審議することであるが、その審議においては、地域手当や期末手当等を含めた総収入をベースに議論し、結果を月額改定において十分考慮すべきであると考えている。

なお、改定に当たっては、国に倣うのではなく、活動状況や貢献度によって変動させるといった成果給的な考え方を導入しても良いのではないかと、との意見があった。

特別職は、市の業務や行政需要の増加に伴い、その果たすべき役割と責任が増大している。さらに、目まぐるしく変わっていく社会情勢の中では、迅速かつ的確な判断が求められ、今まで以上に強い統率力を発揮し、感染症対策と経済対策を両立させ、市民生活の安心安全を守ること、また、限られた財源の中で、スマートシティやカーボンニュートラルなど、本市が持続的に発展していくための先

進的な取組を強力に推進することが期待される場所である。

議員にあっては、複雑かつ多様化する市民ニーズの的確な把握に努め、市政に反映されてきたところであるが、今後とも、高い倫理観と公平性を保持し、市民の福祉の増進や魅力あるまちづくりを目指して活躍されることを期待するものである。

最後に、市長、副市長、教育長及び議員に対し、より効率的・効果的な市政運営と市議会活動を通じ、本市が人口減少社会の中で、市民に愛され、「住みたい」、「住み続けたい」、「訪れてみたい」と市内外の人から選ばれる魅力的なまちであり続けられるよう、なお一層、精励されることを期待する。